一　飛行機について技能証明を受けようとする場合は、次のイ又はロに掲げる飛行機の区分に応じ、当該イ又はロに定める経歴

イ　ロに掲げる飛行機以外の飛行機　飛行機による次に掲げる飛行を含む四十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行時間（滑空機、回転翼航空機又は飛行船について操縦者の資格を有する場合は、自家用操縦士の資格を有するときは、その機長としての飛行時間の三分の一若しくは十時間のうちいずれか少ない時間又は定期運送用操縦士若しくは事業用操縦士の資格を有するときは、その機長としての飛行時間の二分の一若しくは二十時間のうちいずれか少ない時間のうちいずれかを充当することができる。）を有すること又は独立行政法人航空大学校若しくは指定航空従事者養成施設において飛行機による次に掲げる飛行を含む三十五時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行訓練を受けたこと。

(一)　十時間以上の単独飛行

(二)　出発地点から二百七十キロメートル以上の飛行で、中間において二回以上の生地着陸をするものを含む五時間以上の単独操縦による野外飛行

(三)　夜間における離陸、着陸及び航法の実施を含む二十時間以上の同乗教育飛行

ロ　電気を動力源とする垂直離着陸飛行機　垂直離着陸飛行機の型式ごとに、当該垂直離着陸飛行機の自家用操縦士として業務に従事するのに必要な知識及び能力を有するために必要な経歴として国土交通大臣が定めるもの

二　滑空機について技能証明を受けようとする場合は、次のイからハまでに掲げる滑空機の区分に応じ、当該イからハまでに定める経歴

イ　曳航装置なし動力滑空機　滑空機による次に掲げる飛行を行つたこと。ただし、飛行機について操縦者の資格に係る技能証明を有するときは、二時間以上の滑空及び五回以上の滑空による着陸を行つたこと。

(一)　単独操縦による三時間以上の滑空（一時間以内は、教官と同乗して行つたものをもつて充当することができる。）及び十回以上の滑空による着陸並びに単独操縦による十五時

一　飛行機について技能証明を受けようとする場合

飛行機による次に掲げる飛行を含む四十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行時間（滑空機、回転翼航空機又は飛行船について操縦者の資格を有する場合は、自家用操縦士の資格を有するときは、その機長としての飛行時間の三分の一若しくは十時間のうちいずれか少ない時間又は定期運送用操縦士若しくは事業用操縦士の資格を有するときは、その機長としての飛行時間の二分の一若しくは二十時間のうちいずれか少ない時間のうちいずれかを充当することができる。）を有すること又は独立行政法人航空大学校若しくは指定航空従事者養成施設において飛行機による次に掲げる飛行を含む三十五時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行訓練を受けたこと。

イ　十時間以上の単独飛行

ロ　出発地点から二百七十キロメートル以上の飛行で、中間において二回以上の生地着陸をするものを含む五時間以上の単独操縦による野外飛行

ハ　夜間における離陸、着陸及び航法の実施を含む二十時間以上の同乗教育飛行

二　滑空機について技能証明を受けようとする場合

イ　曳航装置なし動力滑空機の場合

滑空機による次に掲げる飛行を行つたこと。ただし、飛行機について操縦者の資格に係る技能証明を有するときは、二時間以上の滑空及び五回以上の滑空による着陸を行つたこと。

(一)　単独操縦による三時間以上の滑空（一時間以内は、教官と同乗して行つたものをもつて充当することができる。）及び十回以上の滑空による着陸並びに単独操縦による十五時間以上の動力による飛行（飛行機によるものを含む。）（五時間以内は、教官と同乗して行つたものをもつて充当することができる。）及び十回以上の発動機の作動中における着陸（飛行機によるものを含む。）

(二)　出発地点から百二十キロメートル以上の野外飛行で、中間において一回以上の生地着陸をするもの（飛行機によるものを含む。）